

議案第93号

北名古屋市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

北名古屋市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年12月23日提出

提出者	北名古屋市議会議員	神田 薫
	同上	猶木 義郎
	同上	渡邊 麻衣子
賛成者	北名古屋市議会議員	浅利 公恵
	同上	福岡 康
	同上	間宮 文枝
	同上	川渕 康宏
	同上	梅村 真史

提案理由

この案を提出するのは、現下の厳しい市の財政状況に鑑み、北名古屋市議会政務活動費の交付限度額を減額するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年北名古屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「3万円」を「2万5千円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。